

★ 広島県森林環境譲与税基金条例（条例第十三号）（林業課）

一 制定の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十四条第二項に規定する市町が実施する森林の整備への支援等の施策に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から譲与された森林環境譲与税相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十四条第二項に規定する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

令和元年七月八日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十四号）（財政課）

一 改正の要旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う危険物取扱者試験手数料等の金額の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う危険物取扱者試験手数料の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う三種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験手数料の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う二級建築士又は木造建築士の登録手数料等の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う採石業務管理者試験手数料の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請経由手数料の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う電気工事士免状の交付手数料等の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う液化石油ガス設備士試験手数料の金額の改正</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う技能検定の実技試験手数料の金額の改正</p> <p>工業標準化法及び租税特別措置法施行令の改正に伴う規定の整理</p> <p>消費税率及び地方消費税率の改定に伴う広島がん高精度放射線治療センターにおける会議室の利用料金の上限額の改正等</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料等の金額の改正</p>

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和元年十月一日
- 2 広島県手数料条例の改正のうち工業標準化法及び租税特別措置法施行令の改正に伴う規定の整理 令和元年七月八日

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、自動車税等に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

(一) 令和三年度以後の各年度分の個人の県民税について、前年の合計所得金額が百三十五万円以下の単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者）を非課税措置の対象に加えた。

(二) 扶養親族等申告書に係る規定等について所要の整理を行った。

2 法人の事業税

特別法人事業税の創設に伴い、令和元年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、所得割及び収入割の税率を引き下げた。

3 自動車税

(一) 環境性能割

(1) 環境インセンティブを強化するため、自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率の適用区分の見直しを行った。

(2) 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に取得された一定の要件を満たす自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率を百分の一引き下げた。

(3) 一定の要件を満たす路線バス等に係る課税標準の特例の措置等を一定の期間講じた。

(二) 種別割

(1) 令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率について、小型自動車を中心に全ての税率区分において、種別割の税率を引き下げた。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置の適用を二年延長した。

(3) 東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する非課税の措置等を一定の期間講じた。

(4) 令和三年度及び令和四年度に初回新規登録を受ける自家用の乗用車等のうち、電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリ

ツド車及び一定の排出ガス性能を備えたクリーンディーゼル車に限り、当該登録の翌年度に税率の概ね百分の七十五を軽減した。

4 その他

- (一) 元号を改める政令の施行等に伴う必要な規定の整理を行った。
- (二) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正に伴う必要な規定の整理を行った。
- (三) 引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 4 (一)の改正 令和元年七月八日
- 2 一 2並びに一 3 (一)並びに一 3 (二)(1)、(2)及び(3)の改正 令和元年十月一日
- 3 一 1 (二)の改正 令和二年一月一日
- 4 一 1 (一)の改正 令和三年一月一日
- 5 一 3 (二)(4)の改正 令和三年四月一日
- 6 一 4 (三)の改正 令和六年一月一日
- 7 一 4 (二)の改正 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則

第一条第二号に規定する政令で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対象市町
広島県屋外広告物条例に基づく事務のうち、広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けた者の変更届の受付	竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 二1及び2（広島県屋外広告物条例に関するものに限る。）の改正 令和元年十月一日

- 2 二2（建築基準法に関するものに限る。）の改正 令和元年七月八日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（こども家庭課・障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、心理療
法担当職員及び心理指導担当職員の資格要件を明確化した。

二 施行期日

令和元年七月八日

★ 広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（がん対策課）

一 改正の理由

健康増進法の一部が改正され、多数の者が利用する施設等における喫煙が一定の場所を除き禁止されたことなどを踏まえ、受動喫煙防止対策に関する規定を見直すなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 喫煙及び受動喫煙に関する定義

喫煙及び受動喫煙に関する定義を設けることとした。

2 第一種施設における受動喫煙防止対策

健康増進法の一部改正を踏まえ、第一種施設における受動喫煙防止対策に関する規定を見直すこととした。

3 敷地内受動喫煙防止施設における受動喫煙防止対策

敷地内受動喫煙防止施設に関する定義を設け、同施設において正当な理由なく喫煙してはならないこととするなど、受動喫煙防止対策に関する規定を整備することとした。

4 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 2以外の改正 令和二年四月一日

2 2-1及び2の改正 令和元年七月八日

★ 広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第十九号）
（港湾振興課）

一 改正の理由

県が管理する港湾施設及び漁港施設において、放置艇解消に向けた対策を実施するため、必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 広島県港湾施設管理条例の一部改正

(一) プレジャーボートを係留するため、港湾施設の目的外使用の許可を受けて港湾施設を使用する者が納付すべき使用料を次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
国際拠点港湾及び重要港湾	地方港湾	一隻船舶の長さ一メートルにつき 一月当たり	三二〇円
			三〇〇円

(二) (一)の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は徴収しないものとする。

2 広島県漁港管理条例の一部改正

(一) プレジャーボートを係留するため、漁港施設を目的外使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。

(二) (一)の許可の有効期間は五年を超えることができないこととする。

(三) プレジャーボートを係留するため、(一)の許可を受けて漁港施設を使用する者が納付すべき使用料を次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
地方自治法第二百三十八条の 四第七項の規定により使用する 管理漁港施設		一隻船舶の長さ一メートルにつき 一月当たり	三〇〇円

(四) (三)の使用料は、令和五年三月三十一日までの間は徴収しないものとする。

三 施行期日

令和元年九月一日

★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部改正を踏まえ、条例を適用しない建築物に、用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可を受けた建築物を追加した。

二 施行期日

令和元年七月八日